

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		外	人 -	外	千円 -
			50,316		4,827,702,069
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		1,444		54,006,052
	債 務 控 除 額		29,902		493,965,107
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		5,332		33,378,948
課 税 価 格			50,401		4,421,121,961
相 続 税 額	算 出 税 額	実	49,938		880,888,278
	2 割 加 算 額		6,389		12,282,324
	計		49,938		893,170,602
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	実	2,129		7,461,470
	配 偶 者		7,155		180,702,608
	未 成 年 者		384		135,839
	障 害 者		1,275		1,723,271
	相 次 相 続		1,986		7,820,723
	外 国 税 額		15		851,866
	計		12,191		198,695,777
差 引 税 額			43,803		694,474,826
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			494		5,074,964
小 計			43,730		689,399,865
農 地 等 納 税 猶 予 額			412		25,164,328
株 式 等 納 税 猶 予 額			29		3,291,750
山 林 等 納 税 猶 予 額			-		-
申 告 納 税 額	納 付 税 額		43,639		661,398,730
	還 付 税 額		174		454,943
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			-		-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			18,136		1,429,780,000

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 21 年 分	42,009	3,735,030,130	751,623,269	187,417,245	36,714	534,344,103	147	382,286	14,485
平成 22 年 分	46,296	3,952,616,254	761,669,372	181,948,556	40,285	547,198,921	175	511,762	16,147
平成 23 年 分	46,238	3,992,319,681	784,614,557	179,214,569	40,122	575,552,729	190	453,557	16,375
平成 24 年 分	48,401	4,043,523,703	762,793,804	169,376,647	42,003	556,614,304	199	576,209	17,263
平成 25 年 分	50,401	4,421,121,961	893,170,602	198,695,777	43,639	661,398,730	174	454,943	18,136

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
千 葉 東	465	37,027,466	403	4,712,411	182
千 葉 南	419	25,104,563	349	2,134,528	150
千 葉 西	690	45,459,905	587	3,884,203	254
銚 子	155	10,785,817	132	1,057,445	59
市 川	882	75,186,537	771	10,422,292	315
船 橋	715	51,859,229	612	5,956,083	249
館 山	100	5,254,288	85	311,312	35
木 更 津	263	16,462,952	215	1,319,635	97
松 戸	969	75,900,643	826	8,809,640	334
佐 原	87	5,921,382	72	531,055	30
茂 原	150	9,042,357	125	587,191	62
成 田	537	32,743,159	447	2,746,043	199
東 金	109	6,353,523	92	364,602	42
柏	834	73,165,639	737	13,569,605	297
千 葉 県 計	6,375	470,267,460	5,453	56,406,044	2,305
麴 町	135	34,426,200	122	9,551,772	52
神 田	119	9,490,186	110	1,329,269	42
日 本 橋	82	7,248,986	72	922,324	31
京 橋	190	19,077,109	173	3,752,392	66
芝	440	61,580,409	371	14,772,710	167
麻 布	393	125,280,071	353	32,483,461	150
品 川	515	36,844,984	445	4,593,329	186
四 谷	360	39,055,759	320	7,037,690	130
新 宿	534	56,012,438	481	13,435,539	177
小 石 川	440	55,750,391	381	10,160,851	158
本 郷	307	25,315,719	271	3,351,863	112
東 京 上 野	176	12,747,586	156	1,797,729	64
浅 草	284	17,613,974	254	1,912,887	89
本 所	223	14,722,377	196	1,493,375	73
向 島	156	7,069,782	140	457,987	46
江 東 西	251	15,942,869	212	1,707,648	88
江 東 東	205	13,554,090	178	1,295,882	76
荏 原	332	23,557,664	295	3,241,566	127
目 黒	897	79,872,540	786	12,056,778	333
大 森	528	44,048,803	467	7,347,982	184
雪 谷	662	64,107,805	573	9,154,260	240
蒲 田	467	45,632,225	421	7,490,410	173
世 田 谷	907	103,007,713	790	20,435,283	337
北 沢	1,086	89,781,432	937	12,067,108	417
玉 川	900	105,334,060	796	20,445,956	337
渋 谷	969	110,177,841	848	22,589,177	349
中 野	847	64,638,394	732	9,488,410	316
杉 並	938	81,004,432	827	11,293,528	361
荻 窪	1,048	120,216,390	915	22,527,779	383
豊 島	643	52,283,378	568	6,787,696	245
王 子	710	42,289,010	631	4,022,051	243
荒 川	343	23,715,526	302	3,184,201	112
板 橋	952	85,769,535	806	14,742,612	339
練 馬 東	882	95,631,899	756	16,273,537	330
練 馬 西	627	52,173,496	547	7,286,580	237

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
足 立	444	42,790,533	389	6,694,674	154
西 新 井	482	43,701,757	418	6,578,498	152
葛 飾	599	47,220,448	524	6,230,098	203
江 戸 川 北	595	56,427,174	523	9,248,057	212
江 戸 川 南	263	23,806,939	227	3,122,698	96
都 区 内 計	20,931	2,048,921,924	18,313	352,365,647	7,587
八 王 子	736	48,751,074	623	4,492,211	263
立 川	1,165	100,633,548	1,008	13,262,033	420
武 蔵 野	1,319	131,220,646	1,151	22,615,640	483
青 梅	785	61,493,528	680	8,182,539	259
武 蔵 府 中	1,205	111,846,219	1,027	16,330,656	444
町 田	837	74,233,767	726	10,133,124	285
日 野	656	59,246,203	552	7,284,976	238
東 村 山	1,228	111,962,145	1,069	15,147,330	434
多 摩 地 区 計	7,931	699,387,130	6,836	97,448,509	2,826
東 京 都 計	28,862	2,748,309,054	25,149	449,814,155	10,413
鶴 見	381	33,313,049	333	5,113,532	131
横 浜 中	375	34,136,725	327	5,515,154	144
保 土 ケ 谷	852	63,117,665	742	7,043,609	315
横 浜 南	1,010	73,891,897	873	8,971,795	381
神 奈 川	1,008	104,362,423	878	17,567,793	360
戸 塚	715	59,828,842	607	7,508,941	258
緑	1,111	107,728,246	957	19,489,297	392
川 崎 南	407	30,978,302	341	3,564,680	162
川 崎 北	880	88,870,642	787	13,238,464	319
川 崎 西	588	45,813,578	513	5,573,362	210
横 須 賀	512	32,331,223	440	2,907,522	192
平 塚	1,032	65,280,868	886	5,667,686	352
鎌 倉	861	62,671,194	737	7,052,283	321
藤 沢	1,424	118,366,107	1,228	14,491,328	496
小 田 原	889	55,926,194	743	4,841,853	307
相 模 原	919	66,933,836	790	7,980,402	317
厚 木	504	35,927,672	429	4,661,815	159
大 和	892	74,575,403	762	10,041,765	309
神 奈 川 県 計	14,360	1,154,053,866	12,373	151,231,280	5,125
甲 府	451	26,912,769	372	2,123,754	165
山 梨	146	7,588,956	119	471,494	51
大 月	148	10,470,426	128	928,945	56
鰍 沢	59	3,519,430	45	423,058	21
山 梨 県 計	804	48,491,581	664	3,947,251	293
総 計	50,401	4,421,121,961	43,639	661,398,730	18,136

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 50,420	千円 4,420,251,911	人 43,714	千円 662,746,113	人 18,136
	修正申告による増差額	853	11,157,847	1,306	1,772,588	610
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	460 △	10,287,797	681 △	3,119,971	289
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 50,401	4,421,121,961	実 43,639	661,398,730	実 18,136
過 年 分	申 告 額	905	44,567,761	808	4,005,185	485
	修正申告による増差額	5,266	79,510,893	7,188	18,118,471	3,045
	更正による増差額	28	2,197,954	43	670,081	22
	更正等による減差額	2,735 △	62,147,483	3,613 △	22,469,258	1,562
	決 定 額	5	260,736	5	17,651	5
	計	実 8,820	64,389,861	実 11,459	342,130	実 4,382
合 計	申 告 額	51,325	4,464,819,672	44,522	666,751,298	18,621
	修正申告による増差額	6,119	90,668,740	8,494	19,891,059	3,655
	更正による増差額	28	2,197,954	43	670,081	22
	更正等による減差額	3,195 △	72,435,280	4,294 △	25,589,228	1,851
	決 定 額	5	260,736	5	17,651	5
	計	実 59,221	4,485,511,822	実 55,098	661,740,860	実 22,518

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 6	千円 19,249	人 193	千円 38,346	人 -	千円 -
過 年 分	4,500	1,204,314	735	257,593	281	504,419
合 計	4,506	1,223,563	928	295,939	281	504,419

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	4,561	380,666,621	7,790,398	1,762,428	6,364,036	9,963
1 億 円 超	8,102	1,125,654,011	11,452,710	6,342,978	57,557,313	23,807
2 "	2,393	580,225,360	5,373,750	3,828,159	59,154,827	7,882
3 "	1,582	599,618,807	6,278,058	2,839,105	92,472,795	5,265
5 "	582	341,957,731	2,348,569	1,765,440	66,169,398	2,063
7 "	441	364,274,628	2,715,300	1,587,447	82,195,910	1,535
10 "	357	488,707,270	6,996,196	2,312,351	124,270,749	1,342
20 "	60	138,686,825	985,213	1,064,186	43,124,442	233
30 "	34	124,712,138	3,787,546	831,907	37,301,614	128
50 "	8	46,738,663	1,903,934	8,796	11,973,215	28
70 "	5	38,809,538	307,631	155,600	12,419,282	17
100 "	11	190,200,319	3,506,106	10,787,781	69,742,534	35
合 計	18,136	4,420,251,911	53,445,410	33,286,179	662,746,113	52,298

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	32	1,038	1,867	1,305	319	—	—	—	—	—	—	—
1億円超	40	826	2,174	2,892	1,424	467	151	66	29	19	7	7
2 "	10	194	523	805	500	196	79	28	23	13	8	14
3 "	10	100	324	520	411	123	44	21	13	5	3	8
5 "	1	30	104	183	156	61	22	13	4	2	3	3
7 "	1	19	83	134	121	57	17	3	3	2	—	1
10 "	2	8	52	104	101	54	23	5	4	2	1	1
20 "	—	3	10	13	16	11	3	—	2	2	—	—
30 "	—	1	4	9	12	5	2	1	—	—	—	—
50 "	—	1	2	1	2	—	2	—	—	—	—	—
70 "	—	—	—	4	—	1	—	—	—	—	—	—
100 "	—	1	1	7	—	1	1	—	—	—	—	—
合 計	96	2,221	5,144	5,977	3,062	976	344	137	78	45	22	34

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数		取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	実	人 1,194	千円 21,333,507
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）		2,846	245,204,558
	宅地（借地権を含む。）		16,701	1,720,113,489
	山林		2,742	33,137,079
	その他の土地		3,643	191,036,991
	計		16,919	2,210,825,624
家屋、構築物			16,151	240,702,404
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	実	1,715	4,968,258
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		164	596,585
	売掛金		428	1,797,364
	その他の財産		1,063	10,368,009
	計		2,592	17,730,215
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実	2,864	196,762,992
	同上以外の株式及び出資		11,161	274,845,029
	公債及び社債		3,935	100,420,533
	投資・貸付信託受益証券		6,879	163,468,611
	計		14,009	735,497,165
現金、預貯金等			18,068	1,170,908,930
家庭用財産			11,822	4,876,468
その他の財産	生命保険金等	実	5,099	144,618,998
	退職手当金等		1,103	44,823,269
	立木		230	314,401
	その他		15,309	255,611,207
	計		15,995	445,367,876
合計		実	18,125	4,825,908,682
相続時精算課税適用財産価額			1,048	53,445,410
債務等	債務	実	16,302	445,004,592
	葬式費用		17,707	47,383,768
	計		17,943	492,388,360
差引純資産価額			18,136	4,386,965,732
暦年課税分贈与財産価額			2,912	33,286,179
課税価額			18,136	4,420,251,911

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。